

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◆海区漁業委告示 土地買取に関する裁定

告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号
漁業法第二百五条の規定に基き土地使用権設定に關し、次の通り裁定したので同条第十一項の規定により公示する。

昭和三十年七月二十三日

鳥取海区漁業調整委員会会長 浜口虎太郎

第一 裁定申請人及び土地所有者の住所氏名又は名称

申請人 住所 鳥取県西伯郡淀江町九九二の六

名称 淀江漁業協同組合

土地所有者 住所 米子市富士見町二丁目二十一の二

氏名 小林 福造

第二 裁定事項

一 買取をすべき土地

イ 西伯郡淀江町大字淀江九九二の二

原野 一段二畝一六步

ロ 西伯郡淀江町大字淀江九九三の三

原野 一畝六步

二 対価並びにその支払の方法及び時期

イ 買取の対価

一のイの土地 一三四・一八八円

一のロの土地

ロ 支払の方法

現金又は送金小切手

ハ 支払の時期

右二筆の土地所有権移転登記手續並びに抵当権設定

登記抹消登記手續完了と同時に

三 土地引渡の時期

昭和三十年七月二十四日

四 使用開始の時期

昭和三十年七月二十四日